省　令

○財務省令第四号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百二十五号㈡ハの規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」を「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「特定地域内」を「準特定地域内」に改める。

附　則

この省令は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十三号）の施行の日（平成二十六年一月二十七日）から施行する。

○厚生労働省令第六号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第二条第二項、第六条第一項第六号及び第七条第一項の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（母子感染者に類する者）

第四条の二　法第二条第二項に規定する厚生労働省令で定める母子感染者に類する者は、次に掲げる者とする。

一　七歳に達するまでの間に、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者（法第二条第二項に規定する母子感染者（以下「母子感染者」という。）及び同項に規定する母子感染者に類する者（以下「母子感染者に類する者」という。）を除く。）である父を介してＢ型肝炎ウイルスに感染した者であって同項に規定する持続感染の状態になったもの

二　母子感染者の胎内又は産道においてＢ型肝炎ウイルスに感染した者

第六条の次に次の一条を加える。

（感染の原因となった事実が発生した時）

第六条の二　法第六条第一項第六号に規定する厚生労働省令で定める時は、七歳に達する時（感染の原因となった事実が明らかである場合は、当該事実が発生した時）とする。

第八条第一号中「母に」を「母又は父に」に、「法第二条第二項に規定する母子感染者」を「母子感染者又は母子感染者に類する者」に改め、「母の」を削り、同条第二号中「父に係る血液学的検査」を「父（特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者である者を除く。）に係る血液学的検査」に、「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

第九条第一項の表第一号中「母の」を削り、同表第二号中「父の塩基配列検査費用」を「塩基配列検査等費用」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四号

トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

日本における代表者の氏名及び住所

中前　裕

神奈川県横浜市中区山手町百二十七番地十

○総務省告示第十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成二十六年一月二十四日

総務大臣　新藤　義孝

区分	額
物品等の調達契約	二千七百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億円
特定役務のうち右記以外の調達契約	二千七百万円

○法務省告示第三十二号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年二月二十四日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年一月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入六百七拾四番地

倉澤　と**炎**

○法務省告示第三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社武蔵野	東京都狛江市西野川二丁目三十八番七号	溶接

○法務省告示第三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社曽我部製作所	愛媛県新居浜市多喜浜六丁目五番十九号	機械加工
株式会社共立電機製作所	宮崎県宮崎市別府町四番三十三号	電気機器組立て